

一般社団法人環境DNA学会

基金取扱 細則

第 1 条 一般社団法人環境DNA学会(以下、本法人と略記)基金の取扱いについては、この細則の定めるところによる。

第 2 条 本法人の基金の拠出は金銭によるものとし、その他の財産による拠出は取り扱わない。

第 3 条 本法人は、基金を引き受ける者の募集を随時行うことができる。

2. 定款第 46 条の基金の募集等の事務手続きについては、会長が定める。

第 4 条 本細則による請求、届出、申出又は受領及びその他の必要な手続は、本法人所定の書式(様式 1)を電磁的に提出し、本法人指定の銀行口座へ入金するものとする。

2. 本法人は、基金の払込の確認を行ったときは、直ちにその拠出者にたいして基金拠出払込受領証(様式 2)を交付しなければならない。

3. 請求、届出、申出又は受領及びその他の必要な手続について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を提出する。

第 5 条 基金の返還については、定款第 52 条に定めるところによる。

2. 基金の返還に係る債権には利息は付さない。

3. 基金の拠出者は、拠出金の払込に係る債務と本法人に対する債権とを相殺することはできない。

第 6 条 基金の使用実績及び基金の財務状況については、収支決算に基づき、総会に報告し承認を得るものとする。

第 7 条 定款及びこの細則に定めのない事項については、理事会が別に定める。